

令和8年第2回定例会全員協議会資料

日 時: 令和8年7月16日(木)14時00分

場 所: 大分県医師会館6階 研修室 I

実施状況等について

- (1) 令和7年度 各月末現在の被保険者数
- (2) 令和7年度 保険料の収納状況
- (3) 令和7年度 保険料の軽減措置の状況
- (4) 令和8年度 保険料確定賦課の状況
- (5) 令和7年度 給付の状況
- (6) 令和7年度 保険者機能強化事業
- (7) 令和8年度 保険者機能強化事業

1 実施状況等について

(1)令和7年度各月末現在の被保険者数

						再 掲									
	転入	生保廃止	年齢到達	その他	4月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
4月中増	54	16	1,295	26	210,191	911	2,117	63,244	34,188	10,734	7,096	1,789	1,849	37,069	64,956
4月中減	73	31	1,031	6		0.43 %	1.01 %	30.09 %	16.27 %	5.11 %	3.38 %	0.85 %	0.88 %	17.64 %	30.90 %
5月中増	42	16	1,236	16	210,392	893	2,026	63,321	34,274	10,826	7,165	1,801	1,860	36,988	64,983
5月中減	57	26	970	7		0.42 %	0.96 %	30.10 %	16.29 %	5.15 %	3.41 %	0.86 %	0.88 %	17.58 %	30.89 %
6月中増	42	12	1,158	12	210,595	876	2,014	63,356	34,358	10,917	7,216	1,820	1,881	36,903	65,061
6月中減	51	24	891	8		0.42 %	0.96 %	30.08 %	16.31 %	5.18 %	3.43 %	0.86 %	0.89 %	17.52 %	30.89 %
7月中増	31	25	1,331	12	210,912	865	1,992	63,441	34,474	11,004	7,277	1,836	1,891	36,816	65,177
7月中減	52	33	967	5		0.41 %	0.94 %	30.08 %	16.35 %	5.22 %	3.45 %	0.87 %	0.90 %	17.46 %	30.90 %
8月中増	29	15	1,428	16	211,400	858	1,955	63,082	37,275	10,928	7,236	1,758	1,934	35,964	64,151
8月中減	39	20	907	3		0.41 %	0.92 %	29.84 %	17.63 %	5.17 %	3.42 %	0.83 %	0.91 %	17.01 %	30.35 %
9月中増	32	16	1,421	20	211,840	846	1,931	63,142	37,444	11,029	7,318	1,766	1,945	35,904	64,321
9月中減	41	29	949	5		0.40 %	0.91 %	29.81 %	17.68 %	5.21 %	3.45 %	0.83 %	0.92 %	16.95 %	30.36 %

●被保険者数の対前月増減状況

4月	5月	6月	7月	8月	9月
195	201	203	317	488	440

●4月以降の月平均

年齢到達	1,312	死 亡	953
------	-------	-----	-----

						再 掲									
10月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	10月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
	47	23	1,438	30	212,198	843	1,908	63,178	37,526	11,139	7,394	1,787	1,958	35,852	64,503
10月中減	転出	生保開始	死亡	その他		0.40 %	0.90 %	29.77 %	17.68 %	5.25 %	3.48 %	0.84 %	0.92 %	16.90 %	30.40 %
11月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	11月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
	36	21	1,412	12	212,526	839	1,900	63,192	37,635	11,247	7,463	1,810	1,974	35,791	64,661
11月中減	転出	生保開始	死亡	その他		0.39 %	0.89 %	29.73 %	17.71 %	5.29 %	3.51 %	0.85 %	0.93 %	16.84 %	30.42 %
12月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	12月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
	35	25	1,443	10	212,756	828	1,884	63,199	37,787	11,342	7,533	1,825	1,984	35,667	64,761
12月中減	転出	生保開始	死亡	その他		0.39 %	0.89 %	29.70 %	17.76 %	5.33 %	3.54 %	0.86 %	0.93 %	16.76 %	30.44 %
1月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	1月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
	30	16	1,928	14	213,385	811	1,803	63,440	38,011	11,523	7,651	1,862	2,010	35,526	64,885
1月中減	転出	生保開始	死亡	その他		0.38 %	0.84 %	29.73 %	17.81 %	5.40 %	3.59 %	0.87 %	0.94 %	16.65 %	30.41 %
2月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	2月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
	26	12	1,616	13	213,869	787	1,797	63,596	38,134	11,664	7,760	1,880	2,024	35,484	64,991
2月中減	転出	生保開始	死亡	その他		0.37 %	0.84 %	29.74 %	17.83 %	5.45 %	3.63 %	0.88 %	0.95 %	16.59 %	30.39 %
3月中増	転入	生保廃止	年齢到達	その他	3月末計	65歳～74歳	被扶養者	一般Ⅰ	一般Ⅱ	現役並み(計)	現役並みⅠ	現役並みⅡ	現役並みⅢ	低所得Ⅰ	低所得Ⅱ
	31	17	1,488	17	214,190	785	1,770	63,567	38,335	11,810	7,876	1,893	2,041	35,427	65,051
3月中減	転出	生保開始	死亡	その他		0.37 %	0.83 %	29.68 %	17.90 %	5.51 %	3.68 %	0.88 %	0.95 %	16.54 %	30.37 %

●被保険者数の対前月増減状況

10月	11月	12月	1月	2月	3月
358	328	230	629	484	321

●4月以降の月平均

年齢到達	1,433	死 亡	1,033
------	-------	-----	-------

(参考) 令和8年3月末の被保険者数・・・214,190人、令和8年3月末と令和7年3月末の比較では、4,194人増加。
制度開始当初の平成20年4月末と令和8年3月末の比較では、被保険者が54,643人増加。

(2) 令和7年度保険料の収納状況

(単位: 円)

現年度【現年度分】	調定額(居所不明者調定額を除く)	収納額(還付未済額を除く)	収納率(%)	前年度収納率(%)	対前年(%)
特別徴収	9,941,581,100	9,941,581,100	100.00	99.99	0.01
普通徴収	7,717,929,100	7,652,298,309	99.15	99.21	△ 0.06
合 計①	17,659,510,200	17,593,879,409	99.63	99.66	△ 0.03

現年度【過年度分】	調定額(居所不明者調定額を除く)	収納額(還付未済額を除く)	収納率(%)	前年度収納率(%)	対前年(%)
普通徴収②	27,884,400	27,457,920	98.47	94.42	4.05

【参考資料】	調定額(居所不明者調定額を除く)	収納額(還付未済額を除く)	収納率(%)	前年度収納率(%)	対前年(%)
①+②	17,687,394,600	17,621,337,329	99.63	—	—

滞納繰越分	調定額(居所不明者調定額を除く)	収納額(還付未済額を除く)	収納率(%)	前年度収納率(%)	対前年(%)
普通徴収	80,493,183	38,944,225	48.38	48.01	0.37

(3) 令和7年度保険料軽減措置の状況

令和8年6月3日 現在
全体 227,075人(延数)

区分	均等割				所得割	被扶養者	合計
軽減割合	7割	5割	2割	均等割計	なし	5割	
人数(人)	94,005	33,744	25,393	153,142	—	1,305	154,447
うち被扶養者該当	9,606	1,264	—	10,870	—	1,305	12,175
率	41.39%	14.86%	11.18%	67.44%	—	0.57%	68.01%

【参考】令和6年度軽減の割合(令和7年6月4日現在)

軽減割合	7割	5割	2割	均等割計	なし	5割	合計
人数(人)	105,885	33,583	23,902	163,370	—	1,371	164,741
うち被扶養者該当	10,059	1,163	—	11,222	—	1,371	12,593
率	47.31%	15.00%	10.68%	73.00%	—	0.61%	73.62%

(4) 令和8年度保険料確定賦課の状況

(単位: 円)

	被保険者数(人)	軽減前需要額		1人当たり賦課額	限度超過人数(人)	限度超過額
令和8年度	218,341	医療分	24,965,874,096	114,343	1,730	2,836,699,108
		子ども分	543,655,758	2,490	1,419	56,063,990
		合計	25,509,529,854	116,833	—	2,892,763,098
令和7年度	214,000	医療分	22,992,788,489	107,442	1,813	3,150,346,663
		子ども分	—	—	—	—
		合計	22,992,788,489	107,442	1,813	3,150,346,663
対前年比較	4,341		2,516,741,365	9,391	▲ 83	▲ 257,583,565
	所得割軽減額	均等割軽減額		月割減額	決定保険料額合計	
令和8年度	0	医療分	5,964,509,988	256,717,638	18,733,066,900	
		子ども分	127,319,920	5,633,695	404,585,600	
		合計	6,091,829,908	262,351,333	19,137,652,500	
令和7年度	0	医療分	5,391,764,320	236,569,136	17,354,502,300	
		子ども分	—	—	—	
		合計	5,391,764,320	236,569,136	17,354,502,300	
対前年比較	0		700,065,588	25,782,197	1,783,150,200	

※令和8年度は令和8年6月25日現在賦課資料(令和8年度確定賦課時)による。令和7年度は令和7年6月25日現在賦課資料による。

令和8年度 確定賦課時保険料軽減措置の状況

令和8年6月25日現在
全体 218,341人

区分	均等割				所得割	被扶養者	合計
軽減割合	7.2割(子ども分7割)	5割	2割	均等割計	無		
人数(人)	98,117	33,627	25,137	156,881	—	840	157,721
うち被扶養者該当	9,206	1,256	—	10,462	—	840	11,302
率	44.94%	15.40%	11.51%	71.85%	—	0.38%	72.24%

1人当たりの保険料(軽減後)

(単位: 円)

	年間平均	月平均
令和8年度	87,650	7,304
令和7年度	81,096	6,758
前年度比	6,554	546

(5) 令和7年度 給付の状況

(単位：円)
令和8年5月31日現在

	① 療養給付費	② 療養費	③ 高額療養費		④ 高額療養費 (外来年間合算)		⑤ 高額介護合算療養費		一人当たり費用額	⑥ 葬祭費	
月	保険者負担額	保険者負担額	件数	支給金額	件数	支給金額	件数	支給金額	①・②の費用額 /被保険者数	件数	支給金額
令和7年3月	16,816,512,889								92,551		
令和7年4月	16,668,860,928	73,158,025	31,882	161,072,777	1	1,037	11,517	173,759,758	91,793	1,144	22,880,000
令和7年5月	16,492,691,500	74,505,480	55,224	1,053,465,376			3,165	47,216,556	90,732	1,047	20,940,000
令和7年6月	16,347,486,971	76,466,910	58,089	1,058,338,791			780	10,794,728	89,836	972	19,440,000
令和7年7月	17,279,364,247	77,170,345	57,312	1,057,308,642	9	268,466	351	5,127,450	94,823	873	17,460,000
令和7年8月	16,248,507,852	76,205,343	56,510	1,041,802,620	6	116,313	179	2,226,626	89,098	954	19,080,000
令和7年9月	16,688,500,780	76,239,877	58,028	1,113,702,850			193	2,554,120	91,398	844	16,880,000
令和7年10月	17,338,338,628	72,240,627	58,731	1,076,257,533			1,048	13,353,467	94,702	942	18,840,000
令和7年11月	16,021,404,244	74,096,744	57,228	1,089,563,398	1,417	41,469,565	344	5,704,009	87,500	1,048	20,960,000
令和7年12月	17,503,329,168	76,192,819	53,386	1,119,542,473	51	1,147,620	145	1,949,177	95,376	946	18,920,000
令和8年1月	16,890,420,172	73,783,570	44,340	1,031,507,908	23	688,452	108	1,961,955	91,900	1,013	20,260,000
令和8年2月	15,820,552,760	76,769,343	43,009	1,129,379,617	5	91,785	79	1,165,104	85,800	1,287	25,740,000
令和8年3月		73,544,748	44,089	1,122,904,999	2	122,529	62	604,195		1,066	21,320,000
令和8年4月			19,288	868,127,246							
過年度再振分		737,361	250	1,930,086	0	0	19	173,347		16	320,000
現年度戻入分		△ 183,195	△ 169	△ 1,540,003	△ 2	△ 37,893	△ 5	△ 57,652		△ 19	△ 380,000
合 計	200,115,970,139	900,927,997	637,197	12,923,364,313	1,512	43,867,874	17,985	266,532,840		12,133	242,660,000
①令和7年度平均	16,676,330,845	75,077,333	53,100	1,076,947,026	126	3,655,656	1,499	22,211,070	91,292	1,011	20,221,667
②令和6年度平均	16,093,386,647	75,272,528	55,051	1,007,533,060	118	3,409,974	1,410	19,078,805	89,760	1,071	21,415,000
① - ②対前年	582,944,198	△195,195	△ 1,951	69,413,966	8	245,682	89	3,132,265	1,532	△ 60	△ 1,193,333
年度平均伸率	3.62%	△0.26%	△3.54%	6.89%	6.78%	7.20%	6.33%	16.42%	1.71%	△5.59%	△5.57%

(6) 令和7年度保険者機能強化事業

(ア) レセプト点検						
事業内容	大分県後期高齢者医療広域連合レセプト点検調査実施計画及び診療報酬明細書点検調査事務処理要領に基づき、保険医療機関から提出される毎月約500,000件のレセプトを点検し、給付の適正化を図った。					
委託先	大分県国民健康保険団体連合会					

(イ) 第三者求償事務（交通事故等）						
事業内容	交通事故等の第三者の不法行為によって保険給付が生じた場合、保険者（広域連合）が立替えた医療費等を加害者に対して、損害賠償請求を行った。					
委託先	大分県国民健康保険団体連合会					
実績	収入済額	194,876,354円				

(ウ) 医療費通知				
事業内容	自身の健康と負担した医療費に対する認識の向上を目的に、被保険者に対して医療費通知を送付した。			
実施時期	年3回（6月、10月、2月）、それぞれ4ヶ月分を送付			
対象者	内科、歯科、調剤、訪問看護、柔整、あん摩マッサージ、はり・きゅう、入院時の食事・生活療養費の受診者			
実績	送付時期・内容	6月末発送 R6.12月～R7.3月診療分	10月末発送 R7.4月～7月診療分	2月末発送 R7.8月～11月診療分
	送付数	206,723通	209,034通	209,231通

(エ) 健康診査						
事業内容	被保険者（入所者、長期入院者は除く）に対し、問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（血清クレアチニン、eGFR及び血清アルブミンを含む）と詳細検査項目（医師の判断に基づき実施する項目）として心電図検査・貧血検査、眼底検査を契約医療機関又は各市町村が行う集団健診で実施する。 受診率向上のため、広報を積極的に行い、被保険者に対し受診行動を促す。					
実施時期	令和7年4月1日～令和8年3月31日					
実施場所	①集団方式：市町村が行う健康診査と同じ場所 ②大分県医師会及び大分県医師会非会員医療機関：474機関					
対象者	被保険者（入所者、長期入院者等は除く）					
実施方法	無料で受診できる健康診査受診券を送付し、契約医療機関等において健康診査を受診する。					
委託先	大分県医師会及び大分県医師会非会員の医療機関（1医療機関）					
実績	計画策定時実績	目標値				
		2024年度（R6）	2025年度（R7）	2026年度（R8）	2027年度（R9）	2028年度（R10） 2029年度（R11）
	25.8%	26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%
	（受診率 1%/年 向上）					
	対象者数（人）	190,684	195,523			
	受診者数（人）	53,765	57,218			
	受診率（%）	28.2	29.3			

	心電図	眼底	貧血	受診者数 (人)	詳細検査項目 受診者に占める 割合（％）	健診受診者に 占める割合 （％）
受診者数（人）	13,471	6,285	11,039			
健診受診者に 対する割合 （％）	23.5	11.0	19.3			
検査 パ タ ー ン	○			4,424	21.3	7.7
	○	○		4,080	19.6	7.1
	○		○	4,159	20.0	7.3
	○	○	○	808	3.9	1.4
		○		1,240	6.0	2.2
		○	○	157	0.8	0.3
			○	5,915	28.5	10.3
合計				20,783	100	36.3

(オ) 健康診査受診勧奨							
事業内容	特定健診等データ管理システム、ＫＤＢシステムを活用し、健康診査未受診かつ、前年度に医療機関の受診歴がない等の条件を付して対象者を抽出し、健康診査の受診勧奨通知を送付する。						
実施時期	令和7年10月31日						
実施方法	健康診査受診勧奨通知に、健康診査受診券機能を追加した通知を送付する。						
対象者	当年度を含む過去10年度前から健康診査未受診者のうち、77歳以上90歳未満で入院入所しておらず、がん・人工透析・Ⅰ型糖尿病・統合失調症・うつ病・認知症を除く要介護2までの者						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	5.71%	維持または増加					
	対象者数(人)	4,007	27,921				
	勧奨後受診者数 (人)	154	953				
	健診受診率(%)	3.8	3.4				

(カ) 歯科口腔健診事業							
事業内容	事業の対象となる被保険者に対して、歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関において歯科口腔健診を実施する。						
実施時期	令和7年7月1日～令和7年12月27日						
実施場所	大分県歯科医師会及び大分県歯科医師会非会員の歯科医療機関：384機関						
対象者	当該年度に76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える被保険者（施設入所・長期入院等 除く）						
実施方法	対象者に歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関で実施期間中に1回、無料で歯科口腔健診を受診する。						
委託先	大分県歯科医師会及び大分県歯科医師会非会員(8医療機関)の歯科医療機関						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
	13.4%	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%
		受診率 0.5%/年向上					
	対象者数(人)	45,756	47,069				
	受診者数(人)	4,369	4,524				
	受診率(%)	9.55	9.61				

(キ) 健診受診者へのインセンティブ付与の取組							
事業内容	事業者と協力し、健診受診者に対して特典（インセンティブ）を提供する。 ①ご長寿けんしん割：健康診査及び歯科口腔健診の受診結果を協力施設に提示することで、施設の設定する特典の提供を受ける。 ②いざ、けんしん！キャンペーン：健康診査受診者から50名を抽選し、当選者にカタログギフト券4,000円分を送付する。						
実施時期	①4月1日～翌年3月31日 ②抽選：8月実施 インセンティブ（特典）送付：9月						
対象者	①令和7年度 健康診査及び歯科口腔健診受診者 ②令和6年度 健康診査を受診した被保険者						
周知方法	・健康診査受診券及び歯科口腔健康診査受診券に同封するチラシ ・契約健診機関に配布するポスター ・市町村広報紙及びホームページへの掲載 ・ラジオ番組による広報						
協力事業所	①大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 ②大分県信用組合						
実 績	健康診査 受診率 (%)	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
		26.0%	27.0%	28.0%	29.0%	30.0%	30.0%
		(受診率 1%/年 向上)					
		28.2	29.3				
	歯科口腔健診 受診率 (%)	13.5%	14.0%	14.5%	15.0%	15.5%	16.0%
		(受診率 0.5%/年向上)					
		9.55	9.61				

(ク) 生活習慣病重症化予防医療受診勧奨事業							
事業の概要	健康診査の結果が有所見であり、その後医療機関の受診歴がない被保険者に受診勧奨通知を送付する。また、通知送付後も医療機関の受診歴がない被保険者に対して、電話による再受診勧奨及び指導・相談を実施する。						
実施時期	令和7年4月～令和8年3月まで実施(集計データは令和8年5月時点の実施状況を記載) 勧奨通知：R6年度健診(R6年12月～R7年3月受診分)をR7年4月～7月実施 R7年度健診(R7年4月～11月受診分)をR7年9月～R8年3月実施 電話勧奨：R6年度健診(R6年8月～R7年3月受診分)をR7年4月～11月実施 R7年度健診(R7年4月～7月受診分)をR8年1月～3月実施 効果検証：R6年度健診(R6年4月～R8年3月受診分)R7年4月～R8年3月実施						
対象者	前年度及び当該年度の健康診査受診者のうち、「要精密」等の有所見であるが、健康審査の受診日から事業実施までに当該所見における医療機関受診歴がなく、受診勧奨基準値に該当する者						
実施方法	健診受診後4ヶ月後に勧奨通知送付対象者へ受診勧奨通知を送付。送付4ヶ月後も医療機関への受診歴がない者へ電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の医療受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)
勧奨後医療機 関受診率	67.3% (令和3年度)	70.0%	70% または前年度より増加				
	対象者数(人)	652	709				
	勧奨後 受診者数(人)	451	151				
	医療機関 受診率(%)	69.2%	21.3%				
実施内容別 実績	評価対象 ・方法	目標値					
		2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)
勧奨通知	勧奨通知 実施率	100%					
	対象者数(人)	652	709				
	勧奨通知 実施者数(人)	652	709				
	実施率(%)	100.0%	100.0%				
	勧奨後 受診者数(人)	327	151				
	医療機関 受診率(%)	50.2%	21.3%				
電話による 受診勧奨	電話勧奨 実施率	85.5%	85.5% または前年度より増加				
	対象者数(人)	323	243				
	電話勧奨 実施者数(人)	224	現在実施中				
	実施率(%)	69.3%					
	勧奨後 受診者数(人)	96					
	医療機関 受診率(%)	42.9%					

(ケ) 歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業							
事業内容	歯科口腔健診の結果が要治療判定となった者のうち、歯科医療機関の受診歴がない者を対象者として抽出する。受診勧奨通知の送付と電話による受診勧奨を実施後、歯科医療機関の受診状況を確認する。						
実施時期	令和7年4月～令和8年3月（集計データは令和8年5月時点の実施状況を記載） 勧奨通知：R6年度健診12月受診分（R7年4月実施） R7年度健診7月～11月受診分（R7年11月～R8年3月実施） 電話勧奨：R6年11月12月受診分（R7年4月5月実施） R7年7月～10月受診分（R7年12月～R8年3月実施） 効果検証：R6年度健診12月受診分（R7年5月実施） R7年度健診7月受診分（R8年3月実施）						
対象者	前年度及び当該年度の歯科口腔健診において、「要治療」と判定されたもののうち、健診受診日から当事業実施までに歯科医療機関の受診歴がない者						
実施方法	歯科口腔健診受診4ヶ月後に要治療判定者の受診状況を確認し、勧奨通知を送付後に電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の歯科医療機関の受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
勧奨後 医療機関 受診率	57.1%	57.5%	58.0%	58.5%	59.0%	59.5%	60.0%
	対象者数（人）	129	141				
	勧奨後 受診者数（人）	81	64				
	医療機関 受診率（%）	62.8%	45.4%				
実施内容別 実績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
勧奨通知	勧奨通知 実施率	100%					
	対象者数（人）	129	141				
	勧奨通知 実施者数（人）	129	141				
	実施率（%）	100.0%	100.0%				
電話による 受診勧奨	電話勧奨 実施率	82.0%		83.0%		84.0%	
	対象者数（人）	127	121				
	電話勧奨 実施者数（人）	91	76				
	実施率（%）	71.7%	62.8%				
	勧奨後 受診者数（人）	53	8				
	医療機関 受診率（%）	58.2%	10.5%				

* R8. 5 月末実施分まで記載

(コ) 低栄養（訪問栄養相談事業）							
事業内容	対象者に対し、相談員が個別訪問し、栄養、摂食、日常生活等の改善に関する相談支援を行う。訪問業務を業者委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問を実施する。なお、かかりつけ医より情報提供を受けることで、対象者の診療情報を把握した上で、より適切な相談支援を実施する。						
実施時期	令和7年7月～12月（6ヶ月間）						
対象者	①令和6年度の健診結果からBMI 20未満かつ令和5年度の健診から体重が2kg以上減少している者 ②令和6年度の健診結果からBMI 25以上かつ血清アルブミン値が3.5g/dL未満の者						
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）						
委託先	公益社団法人 大分県栄養士会						
評価指標	計画策定時実績	目標値					
		2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)
低栄養傾向(BMI20以下)の者の人数・割合	(参考) 7,249人 16.33%	維持または減少					
		9,811人 18.2%	10,596人 18.5%				
実 績	67.6%	68.0%	69.0%	70.0%	70%維持または前年度より増加		
	対象者数(人)	614	536				
	訪問実施者数(人)	402	352				
	実施率(%)	65.5%	65.7%				
	(再)3回訪問完了者数	236	179				
	実施率(%)	58.7	50.9%				
(効 果)	体重1kg以上増加の人数・割合	88人 (38.9%)	68人 (41.7%)				
	体重±1kg維持の人数・割合	128人 (54.2%)	88人 (49.2%)				
	体重1kg以上減少の人数・割合	10人 (30%)	6人 (37.5%)				

(サ) 歯科口腔相談事業							
事業内容	①嚥下機能低下者 訪問相談員（言語聴覚士）が対象者ひとりにつき3回の訪問を実施し、嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。また、口腔内の衛生指導について、訪問相談員（歯科衛生士）が2回目以降の訪問に1回同行し、相談・支援を行う。 ②要治療判定未受診者 訪問相談員（歯科衛生士）が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等について、対象者ひとりにつき2回の訪問を実施し、リスクの改善・重症化予防ができるよう相談・支援を行う。						
実施時期	①令和7年7月～12月（6ヶ月間） ②令和7年8月～12月（5ヶ月間）						
対象者	①前年度の歯科口腔健診の結果から嚥下機能検査で「問題あり」「判定不能」と判定された者、または「未実施」の被保険者（要介護3以上の者を除く） ②前年度の歯科口腔健診の結果から「歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨」後も、歯科医療機関を未受診の被保険者						
実施方法	①嚥下機能低下者 対象者を抽出し、相談員が嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問実施する。 ②要治療判定未受診者 対象者を抽出し、相談員が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等を行う。訪問業務を業者委託し、実施期間5ヶ月以内に対象者1人につき2回の訪問を実施する。						
委託先	①大分県言語聴覚士協会・大分県歯科衛生士会 ②大分県歯科衛生士会						
実績	計画策定時実績	目標値					
		2024年度(R6)	2025年度(R7)	2026年度(R8)	2027年度(R9)	2028年度(R10)	2029年度(R11)
訪問指導実施率 (①嚥下機能低下者)	70.1%	70%以上または前年度より増加					
	対象者数(人)	199	227				
	訪問実施者数(人)	135	142				
	実施率(%)	67.8%	62.6%				
	40.4%	45%以上または前年度より増加					
	(再)3回訪問完了者数(人)	27	48				
	実施率(%)	20.0%	33.8%				
訪問指導実施率 (②要治療判定未受診者)	51.9%	55%以上または前年度より増加					
	対象者数(人)	116	66				
	訪問実施者数(人)	68	40				
	実施率(%)	58.6%	60.6%				
	64.2%	70%以上または前年度より増加					
	(再)2回訪問完了者数(人)	48	27				
	実施率(%)	70.6%	67.5%				

(シ) 健康状態不明者訪問指導							
事業の概要	ＫＤＢより健康診査未受診かつ医療機関の受診歴がない健康状態が不明な被保険者を抽出し、個別訪問により健康状態を把握するとともに、必要な健診・医療及び各種サービス等へ接続する。訪問業務を業者委託し、実施期間７ヶ月以内に対象者１人につき１回の個別訪問を実施する。						
実施時期	令和7年7月～令和8年1月（7ヶ月間）						
対象者	健康診査の受診及び医療レセプトを5年（当該年度を含まない）有しない健康状態が不明な被保険者・年齢76歳～90歳未満かつ要介護2までの者						
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）						
委託先	（株）日本医事保険教育協会						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
健康状態 不明者の 割合の減少	2.03%	維持または減少					
	対象者数（人）	4,007	2,703				
	割合（％）	2.1	1.3				
実施状況	41.1%	50%	維持または増加				
	対象者数(人)	543	526				
	訪問 実施者数(人)	301	307				
	実施率(%)	55.4	58.4				
(効 果)	実施後健診 受診者数(人)	10	6				
	受診率（％）	3.3	2.0				

(ス) 重複・頻回受診者等訪問指導事業							
事業の概要	【重複・頻回】 【多剤】 対象者に対し、保健師等の健康相談員が健康相談、適正受診・服薬について相談・支援を行う。訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月内に対象者1人につき2回の個別訪問を実施する。						
実施時期	令和7年7月～12月（6ヶ月間）						
対象者	①同一疾病で1ヶ月に2医療機関以上受診した医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者（歯科及び調剤を除く。） ②1ヶ月間に15日以上診療実日数がある医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者 ③1ヶ月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を3医療機関以上から処方のある者 ④同一月に、20剤以上かつ90日以上処方を受けている者						
実施方法	訪問業務を業者に委託し、訪問実施期間内に受託業者の訪問指導員（保健師、看護師、管理栄養士等）が対象者ひとりにつき2回の訪問指導を実施する。						
委託先	株式会社 日本医事保険教育協会						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
重複・頻回 受診・訪問 相談	46.2%	50%以上					
	対象者数（人）	366	279				
	訪問実施者数（人）	250	191				
	実施率（%）	68.3%	68.5%				
（効 果）	1ヶ月当たりの効果額（円）	3,579,300	1,938,480				
	1人当たり・1ヶ月当たりの効果額（円）	23,092	13,846				
	67.6%	68.0%以上（0.5%/年 向上）					
	訪問実施後の改善者数（人）	155	140				
	改善割合	62.0%	73.3%				
重複・多剤 服薬・訪問 相談	61.3%	維持または増加					
	対象者数（人）	231	223				
	訪問実施者数（人）	137	152				
	実施率（%）	59.3%	68.2%				
（効 果）	1ヶ月当たりの効果額（円）	350,877	1,937,973				
	1人当たり・1ヶ月当たりの効果額（円）	2,618	12,750				
	—	維持または増加					
	訪問実施後の改善者数（人）	79	91				
	改善割合（%）	58.09%	59.87%				

(セ) 後発(ジェネリック)医薬品普及促進事業							
事業の概要	後発医薬品に切り替えた場合に、月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付し、後発医薬品の利用を促す。年2回に分けて個別に差額通知を送付する。						
実施時期	令和7年9月 (令和8年2月予定としていたが中止)						
対象者	ジェネリック医薬品が存在し、切り替えた場合に月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる者						
実施方法	対象者へ年2回個別に差額通知を送付						
委託先	当広域連合及び一部業務を国保連合会へ委託						
実 績	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
後発医薬品の普及率の向上	81.2% (令和4年9月時点)	80%以上を維持または前年度より増加					
		89.1%	90.0% (R8年5月時点)				
通知	通知者数 (人)	1,721	848				
	通知後切り替え者数 (人)	361	108				
(効 果)	切り替え率 (%)	20.98%	12.74%				
	効果額 (円)	1,607,050	408,745				
	切り替え1人当たり効果額 (円)	4,451.66	3,784.68				
(再掲) 1回目通知	1回目通知者数 (人)	1,153	848				
	通知後切り替え者数 (人)	301	108				
(効 果)	切り替え率 (%)	26.11%	12.74%				
	効果額	1,307,800	408,745				
	切り替え1人当たり効果額 (円)	4,344.85	3,784.68				
(再掲) 2回目通知	2回目通知者数 (人)	568	令和8年2月実施予定⇒中止へ				
	通知後切り替え者数 (人)	60					
(効 果)	切り替え率 (%)	10.56%					
	効果額 (円)	299,250					
	切り替え1人当たり効果額 (円)	4,987.50					

(ソ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施							
事業内容	大分広域と市町村が委託契約を締結し、事業を受託した市町村は域内の後期高齢者への保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。 <市町村に委託する業務> ①事業の企画・調整等 ②地域の健康課題の分析・対象者の把握 ③医療関係団体等との連絡調整 ④高齢者に対する支援						
実施状況	【企画担当者交流会】 オンライン開催 日 時：令和7年9月22日（月）、24日（水）11：00～11：45 （いずれか1日に参加） 対 象：企画調整等医療専門職担当者 内 容：事業説明および連絡事項 【高齢者の保健事業セミナー】 参集開催 日 時：令和7年10月9日（木）13:30～16：00 対 象：市町村の国保・後期高齢者・介護・保健事業および県福祉保健部（保健所含む）の担当者 内 容：大分県における高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的推進 （広域連合より、事業推進に係る情報提供） 研修動画の事前視聴、集約レポートを活用した評価指標の説明、グループワークでの意見交換 ＊広域連合・大分県国民健康保険団体連合主催、大分県共催						
実績 (R6は当初計画の数字)	計画策定時 実績	目標値					
		2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
低栄養事業 実施市町村 数・割合	2市町村 (11.1%)	4市町村 (22.2%)			5市町村 (27.8%)		
対象者数・ 割合 (※)		4市町村 (22.2%)	6市町村 (33.3%)	6市町村 (33.3%)			
		1,311人 0.6%	1,260人 0.6%				
口腔事業 実施市町村 数・割合	2市町村 (11.1%)	4市町村 (22.2%)			5市町村 (27.8%)		
対象者数・ 割合 (※)		4市町村 (22.2%)	5市町村 (27.8%)	5市町村 (27.8%)			
		7,369人 3.7%	8,285人 4.0%				
服薬(重複・ 多剤)事業 実施市町村 数・割合	1市町村 (5.5%)	2市町村 (11.1%)			3市町村 (16.7%)		
対象者数・ 割合 (※)		2市町村 (11.1%)	2市町村 (11.1%)	2市町村 (11.1%)			
		4,954人 2.4%	4,890人 2.4%				
重症化予防 (糖尿病性腎 症)事業実施 市町村数・ 割合	11市町村 (61.1%)	17市町村 (94.4%)	18市町村 (100.0%)				
対象者数・ 割合 (※)		18市町村 (100.0%)	18市町村 (100%)	18市町村 (100%)			
		9,480人 4.8%	12,019人 5.9%				
重症化予防 (その他身体 的フレイルを 含む)事業 実施市町村 数・割合	6市町村 (33.3%)	11市町村 (61.1%)	12市町村 (66.7%)		13市町村 (72.2%)		14市町村 (77.8%)
対象者数・ 割合 (※)		11市町村 (61.1%)	11市町村 (61.1%)	14市町村 (77.8%)			
		8,448人 4.2%	7,909人 3.9%				
健康状態 不明者事業 実施市町村 数・割合	9市町村 (50.0%)	11市町村 (61.1%)			13市町村 (72.2%)		
対象者数・ 割合 (※)		13市町村 (72.2%)	12市町村 (66.7%)	13市町村 (72.2%)			
		2,526人 1.2%	2,703人 1.3%				

(※) 対象者数・割合は、広域全体で事業に該当する対象者数と被保険者数に対しての割合を掲載しています。

(7) 令和8年度保険者機能強化事業

(ア) レセプト点検	
事業内容	大分県後期高齢者医療広域連合レセプト点検調査実施計画及び診療報酬明細書点検調査事務処理要領に基づき、保険医療機関から提出される毎月約 500,000件のレセプトを点検し、給付の適正化を図る。
委託先	大分県国民健康保険団体連合会

(イ) 第3者求償事務（交通事故等）	
事業内容	交通事故等の第三者の不法行為によって保険給付が生じた場合、保険者（広域連合）が立て替えた医療費等を、加害者に対して損害賠償請求をする。
委託先	大分県国民健康保険団体連合会

(ウ) 医療費通知	
事業内容	自身の健康と負担した医療費に対する認識の向上を目的に、被保険者に対して医療費通知を送付する。
対象者	内科、歯科、調剤、訪問看護、柔整、あん摩マッサージ、はり・きゅう、入院時の食事・生活療養費の受診者
発送時期	年3回（6月、10月、2月）、それぞれ4ヶ月分を発送

(エ) 健康診査	
事業内容	被保険者（入所者、長期入院者は除く）に対し、問診・身体計測・血圧測定・尿検査・血液検査（血清クレアチニン、eGf及び血清アルブミン含む）と、詳細検査項目（医師の判断に基づき実施する項目）として心電図検査・貧血検査・眼底検査を契約医療機関又は各市町村が行う集団健診で実施する。 受診率向上のため、広報を積極的に行い、被保険者に対し受診行動を促す。
実施時期	令和 8年 4 月 1 日～令和 9年3月31日
実施場所	①集団方式：市町村が行う健康診査と同じ場所 ②大分県医師会及び大分県医師会非会員医療機関
対象者	被保険者（入所者、長期入院者等は除く）
実施方法	無料で受診できる健康診査受診券を送付し、契約医療機関等において健康診査を受診する。

(オ) 健康診査受診勧奨	
事業内容	①契約実施機関及び市町村に令和8年度の健康診査受診券を掲載した受診勧奨ポスターを配布し、健康診査の広報を行う。 ②特定健診等データ管理システム、KDBシステムを活用し対象者を抽出し、健康診査の受診勧奨通知を送付する。
実施時期	①令和8年4月 送付予定 ②令和8年10月～11月ごろ 送付予定
実施方法	①契約実施機関及び市町村へに受診勧奨用のポスターを配布し広報を行う。 ②健康診査受診勧奨通知に、健康診査受診券機能を追加した通知を送付する。

(カ) 歯科口腔健診事業	
事業内容	事業の対象となる被保険者に対して、歯科口腔健診受診券を送付し、契約歯科医療機関において歯科口腔健診を実施する。
実施時期	令和8年7月1日～令和8年12月28日実施予定
実施場所	大分県歯科医師会及び大分県歯科医師会非会員の歯科医療機関
対象者	当該年度に76歳、78歳、81歳の誕生日を迎える被保険者（施設入所・長期入院等 除く）

(キ) 健診受診者へのインセンティブ付与の取組	
事業内容	事業者と協力し、健診受診者に対して特典（インセンティブ）を提供する。 ①ご長寿けんしん割：健康診査及び歯科口腔健診の受診結果を協力施設に提示することで、施設の設定する特典の提供を受ける。 ②いざ、けんしん！キャンペーン：健康診査受診者から50名を抽選し、当選者に「お肉ギフト券」4,000円分を送付する。
実施時期	①4月1日～翌年3月31日 ②抽選：8月実施 インセンティブ（特典）送付：9月
対象者	①令和7年度 健康診査及び歯科口腔健診受診者 ②令和7年度 健康診査を受診した被保険者
周知方法	・健康診査受診券及び歯科口腔健康診査受診券に同封するチラシ ・契約健診機関に配布するポスター ・市町村広報紙及びホームページへの掲載 ・ラジオ番組による広報
協力事業所	①大分県旅館ホテル生活衛生同業組合 ②大分県信用組合

(ク) 生活習慣病重症化予防医療受診勧奨事業	
事業の概要	健康診査の結果が有所見であり、その後医療機関の受診歴がない被保険者に受診勧奨通知を送付する。また、通知送付後も医療機関の受診歴がない被保険者に対して、電話による再受診勧奨及び指導・相談を実施する。
実施時期	令和8年4月～令和9年3月まで実施 勧奨通知：令和7年度12月健診分～令和8年度11月健診分 電話勧奨：令和7年8月健診分～令和8年7月健診分
対象者	前年度及び当該年度の健康診査受診者のうち、「要精密」等の有所見であるが、健康審査の受診日から事業実施までに当該所見における医療機関受診歴がなく、受診勧奨基準値に該当する者
実施方法	健診受診後4ヶ月後に勧奨通知送付対象者へ受診勧奨通知を送付。送付4ヶ月後も医療機関への受診歴がない者へ電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の医療受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。

(ケ) 歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨事業	
事業内容	歯科口腔健診の結果が要治療判定となった者のうち、歯科医療機関の受診歴がない者を対象者として抽出する。受診勧奨通知の送付と電話による受診勧奨を実施後、歯科医療機関の受診状況を確認する。
実施時期	令和8年4月～令和9年3月 勧奨通知および電話勧奨実施時期： 令和8年4月（令和7年12月歯科健診分）令和8年11月～令和9年3月（令和8年7月～11月歯科健診分）
対象者	前年度及び当該年度の歯科口腔健診において、「要治療」と判定されたもののうち、健診受診日から当事業実施までに歯科医療機関の受診歴がない者
実施方法	歯科口腔健診受診4ヶ月後に要治療判定者の受診状況を確認し、勧奨通知を送付後に電話による再勧奨を実施。電話勧奨4ヶ月後に対象者の歯科医療機関の受診状況を追跡調査、効果検証・評価を行う。

(コ) 低栄養（訪問栄養相談事業）	
事業内容	対象者に対し、相談員が個別訪問し、栄養、摂食、日常生活等の改善に関する相談支援を行う。訪問業務を業者委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問を実施する。 なお、かかりつけ医より情報提供を受けることで、対象者の診療情報を把握した上で、より適切な相談支援を実施する。
実施時期(予定)	令和8年8月～12月（5ヶ月間）
対象者(予定)	①令和7年度の健診結果からBMI 20未満かつ令和6年度の健診から体重が2kg以上減少している者 ②令和7年度の健診結果からBMI 25以上かつ血清アルブミン値が3.5g/dL未満の者
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）

(サ) 歯科口腔相談事業	
事業内容	①嚥下機能低下者 訪問相談員（言語聴覚士）が対象者ひとりにつき3回の訪問を実施し、嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。また、口腔内の衛生指導について、訪問相談員（歯科衛生士）が2回目以降の訪問に1回同行し、相談・支援を行う。 ②要治療判定未受診者 訪問相談員（歯科衛生士）が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等について、対象者ひとりにつき2回の訪問を実施し、リスクの改善・重症化予防ができるよう相談・支援を行う。
実施時期	①令和8年7月～12月（6ヶ月間） ②令和8年8月～12月（5ヶ月間）
対象者	①前年度の歯科口腔健診の結果から嚥下機能検査で「問題あり」「判定不能」と判定された者、または「未実施」の被保険者（要介護3以上の者を除く）及び舌口唇機能検査で「不明瞭」と判定された者 ②前年度の歯科口腔健診の結果から「歯科口腔健診要治療判定者受診勧奨」後も、歯科医療機関を未受診の被保険者
実施方法	①嚥下機能低下者 対象者を抽出し、相談員が嚥下機能・口腔機能の改善に関する訓練や相談・支援を行う。 訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月以内に対象者1人につき3回の個別訪問実施する。 ②要治療判定未受診者 対象者を抽出し、相談員が口腔内の衛生状態の確認や清掃指導等を行う。 訪問業務を業者委託し、実施期間5ヶ月以内に対象者1人につき2回の訪問を実施する。

(シ) 健康状態不明者訪問指導	
事業の概要	KDBより健康診査未受診かつ医療機関の受診歴がない健康状態が不明な被保険者を抽出し、個別訪問により健康状態を把握するとともに、必要な健診・医療及び各種サービス等へ接続する。訪問業務を業者委託し、実施期間7ヶ月以内に対象者1人につき1回の個別訪問を実施する。
実施時期	令和8年7月～令和9年1月（7ヶ月間）
対象者	健康診査の受診及び医療レセプトを5年（当該年度を含まない）有しない健康状態が不明な被保険者・年齢76歳～90歳未満かつ要介護2までの者
実施方法	委託（対象者のうち、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施での事業対象者は市町村で実施）

(ス) 重複・頻回受診者等訪問指導事業	
事業の概要	【重複・頻回】【多剤】 対象者に対し、保健師等の健康相談員が健康相談、適正受診・服薬について相談・支援を行う。訪問業務を委託し、実施期間6ヶ月内に対象者1人につき2回の個別訪問を実施する。
実施時期	令和8年7月～12月（6ヶ月間）
対象者	①同一疾病で1ヶ月に2医療機関以上受診した医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者（歯科及び調剤を除く。） ②1ヶ月間に15日以上診療実日数がある医療レセプトを連続する3ヶ月間保有する者 ③1ヶ月に同一薬剤又は同様の効能・効果を持つ薬剤を3医療機関以上から処方のある者 ④同一月に、20剤以上かつ90日以上処方を受けている者
実施方法	訪問業務を業者に委託し、訪問実施期間内に受託業者の訪問指導員（保健師、看護師、管理栄養士等）が対象者ひとりにつき2回の訪問指導を実施する。

(セ) 後発(ジェネリック)医薬品普及促進事業	
事業の概要	後発医薬品に切り替えた場合に、月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる被保険者に対し、後発医薬品に切り替えた場合の差額通知を送付し、後発医薬品の利用を促す。年1回、個別に差額通知を送付する。
実施時期	令和8年9月 発送予定
対象者	ジェネリック医薬品が存在し、切り替えた場合に月額500円以上の自己負担額の軽減が見込まれる者
実施方法	対象者へ年1回個別に差額通知を送付

(ソ) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	
事業内容	大分広域と市町村が委託契約を締結し、事業を受託した市町村は域内の後期高齢者への保健事業と介護予防事業を一体的に実施する。 市町村に委託する業務 ①事業の企画・調整等 ②地域の健康課題の分析・対象者の把握 ③医療関係団体等との連絡調整 ④高齢者に対する支援
実施内容	(事業の企画・調整) : 4月～5月前年度実績報告、 5月～6月当該年度の実施計画申請、 9月～2月事業の進捗状況の確認（不定期） 2月～3月市町村ヒアリング (関係団体等との連絡調整) : 4月～5月大分県関係課及び大分県国民健康保険団体連合と事業実施に関する協議 8月～9月研修会に向けて協議 等必要時協議を実施 (研修会) 9月～10月ごろ : 企画担当者交流会の実施 高齢者の保健事業セミナーの実施

(タ) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画） 中間評価		* 令和8年度に限り実施
事業内容	第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）・計画期間令和6年度～令和11年度において、計画推進期間の中間年における計画の評価及び修正を実施する。	
実施内容	実施方法：健康・医療情報を分析を行い、計画中間年の評価を実施する。 分析内容及び計画の進捗状況を把握したうえで、課題解決に向けた計画の修正を実施する。 計画の評価を実施するにあたり、国保連合会の支援評価委員会も活用し有識者から助言を得る。 中間評価後の計画について、市町村及び関係機関等へ周知及びホームページ等で公表する。 スケジュール： 4月～9月 : 健康医療情報の分析及び計画の進捗状況の把握 9月～12月 : 中間評価及び計画修正（案）作成 12月～令和9年2月：関係会議での報告及び決裁 - 令和9年3月： 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）中間評価 公表	